

平成 23 年 11 月

受益者の皆様へ

ブラックロック・ジャパン株式会社

「ブラックロック日本株厳選ファンド（愛称：極み）」  
信託終了（繰上償還） 予定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、追加型証券投資信託「ブラックロック日本株厳選ファンド（愛称：極み）（以下「当ファンド」といいます。）」につきまして、平成 18 年 11 月 24 日より設定・運用してまいりましたが、受益権の口数が当該投資信託約款に定められた口数を下回っており、現在の純資産総額では適切な運用を維持することが困難な状況となっているため、投資信託約款の規定に基づき、信託終了日を繰り上げ平成 24 年 1 月 18 日をもって信託を終了する予定としておりますのでお知らせいたします。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

信託終了（繰上償還）に係る日程

|                       |                           |
|-----------------------|---------------------------|
| 1. 新聞公告日・異議申立基準日      | 平成23年11月8日                |
| 2. 異議申立期間             | 平成23年11月8日から平成23年12月16日まで |
| 3. 繰上償還の確定            | 平成23年12月19日               |
| 4. 異議を申し立てた受益者の買取請求期間 | 平成23年12月28日から平成24年1月16日まで |
| 5. 繰上償還日（予定）          | 平成24年1月18日                |
| 6. 償還金支払開始日（予定）       | 平成24年1月23日                |
| 7. 償還報告書のお届け          | 平成24年3月上旬以降               |

- ① このお知らせは平成 23 年 11 月 8 日（新聞公告掲載日、異議申立基準日） 現在で当ファンドを保有されている受益者の方にお送りしています。
- ② 信託終了（繰上償還） についてご異議のある受益者の方は、書面によりその旨をお申し出ください。異議申立とは、「投資信託及び投資法人に関する法律」及び当ファンドの投資信託約款により定められた手続きであり、重大な約款変更及び繰上償還に際して受益者の異議を問うものです。書面（異議申立書）の記載要領等につきましては、別紙 1 をご参照ください。
- ③ 異議を申し立てた受益者の受益権の合計口数が異議申立基準日現在の当ファンドの受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合には、予定通り繰上償還を実施いたします。2 分の 1 を超えた場合には、平成 24 年 1 月 18 日付の繰上償還は実施されません。繰上償還が実施されないこととなった場合には、新聞公告及び書面にてお知らせいたします。
- ④ 繰上償還の実施が確定した場合、異議を申し立てた受益者は、自己に帰属する受益権について当ファンドの信託財産をもって買い取ることを、弊社所定の手続に基づき請求することができます。詳しくは別紙 2 をご参照ください。
- ⑤ 平成 23 年 9 月末現在の基準価額は、3,996 円となっております（この基準価額には既に支払い済の分配金は含まれておりません）。償還価額は、今後の市場動向及び運用経過により前述の基準価額より変動いたします。

以上

(別紙1) 信託終了(繰上償還)に係る異議申立の手続き

**1. 異議申立書の送付先**

〒100-8217  
東京都千代田区丸の内一丁目8番3号  
ブラックロック・ジャパン株式会社  
業務部 異議申立受付窓口

**2. 異議申立書の記載事項**

- ① 異議申立の日付(異議申立書の発信日)
- ② 申立先社名(ブラックロック・ジャパン株式会社)
- ③ お客様の郵便番号、ご住所、お名前、販売会社への届出印の押捺  
(下記3. ②および③をご参照ください。)
- ④ ご連絡先電話番号
- ⑤ ご購入販売会社名(販売会社名、部支店名、口座番号)
- ⑥ 受益権の名称  
(ファンド名「ブラックロック日本株厳選ファンド(愛称:極み)」)
- ⑦ 受益権の口数(平成23年11月8日現在)  
※ご不明の場合は販売会社へお問い合わせください。
- ⑧ 異議を述べる旨の文言  
(文例「上記受益権について、平成24年1月18日付の繰上償還に異議を申し立てます。」)

**3. ご注意点**

- ① 異議申立期間は平成23年11月8日から平成23年12月16日(必着)です。当該期間を過ぎて弊社に到着した異議申立書は無効となります。
- ② 弊社から販売会社へ確認を取らせていただくため、販売会社及び部支店名が欠落している場合や、お名前及びご住所が販売会社へ登録されているものと異なる場合等には、ご異議の意思表示が無効となります。
- ③ 異議申立が正当な受益者ご本人様からのものであることの確認をさせていただくため、異議申立書には販売会社へのお届印を押捺してください。印影がお届印と異なる場合にはご異議の意思表示が無効となります。
- ④ この繰上償還に係る異議申立の手續きに際し、受益者ご本人からの異議申立であること等の確認の目的で、お客様に関する個人情報を販売会社および受託会社との間で共有することがあります。なお、ブラックロック・ジャパン株式会社が取得した個人情報は、本件及び本件に係る異議を申立てた受益者の買取請求に関する手續きを行うためのみに利用し、他の目的では使用しません。弊社の個人情報保護宣言につきましては、弊社ホームページ <http://www.blackrock.co.jp/> をご覧ください。
- ⑤ 本状に関してご不明な点がある場合には下記までお問い合わせください。  
ブラックロック・ジャパン株式会社  
繰上償還についてのお問い合わせ専用窓口  
電話番号: 03-6703-4904  
期 間: 平成23年11月8日~平成24年1月16日  
受付時間: 午前9時~11時、午後1時~午後5時(土、日、祝日を除く)

以上

## (別紙2) 異議を申立てた受益者の買取請求手続き

異議申立期間内に異議を申立てた受益者は、信託終了（繰上償還）が確定した場合に以下の手続きにより、自己に帰属する受益権について当ファンドの信託財産をもって買い取することをファンドの販売会社を通じて請求することができます。

### 1. 手続き手順

- ① 異議申立を行った受益者宛てに、委託会社から「買取請求のご案内」を発送
- ② 買取請求必要書類のご記入後、販売会社へご送付
- ③ 販売会社から受託会社への買取請求必要書類の送付
- ④ 受託会社での買取請求必要書類の受理
- ⑤ 当該信託財産による買取の処理

### 2. 買取請求受付期間

平成23年12月28日から平成24年1月16日まで

### 3. 買取請求の相手方

買取請求は、繰上償還に対し異議を申立てた受益者が、法令に基づいて受託会社（当ファンドでは三菱UFJ信託銀行）に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

### 4. 買取価額

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。ここでの公正な価額とは、原則として受託会社が受益者から買取請求必要書類を受理した日の基準価額とします。

### 5. 受取金額

お客様が受取る金額は、買取価額から以下を差し引いた額となります。

- 譲渡益または個別元本超過額に係る所得税および地方税
- お客様が指定した銀行口座への振込手数料ならびに手数料に係る消費税及び地方消費税相当額
- 受託会社より送付される買取計算書の郵送に係る費用（配達記録手数料を含む）

※通常の販売会社での換金の場合は、お客様が販売会社にお持ちの口座に換金代金が入金され、振込手数料等は差引かれません。

### 6. 支払日

お客様が指定した口座へのお振込は買取請求受付日から起算して5営業日以降となります。

### 7. その他

- 上記の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでに、販売会社における解約請求よりも日数を要する可能性があります。
- 受託会社への買取請求を行った受益権については、販売会社への換金のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。
- 異議を申立てた受益者は、必ず受託会社への買取を請求しなければならないということではありません。繰上償還に異議を申立てたか否かにかかわらず、販売会社においてご換金を受付けます。

以上